



建築物はわれわれの生活や経済活動の基盤ですが、空調や給排水、電気といった建築設備があつて初めて、快適な生活や効率的な経済活動が可能となります。

このような建築設備に関する

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

高度な専門知識を持ち、良質な建築ストックの形成に向けて業務に取り組んでおられる建築設備士の皆さまに、深く敬意を表します。

建築設備士は、1985年の

トータル、30年の温室効果ガス削減目標の実現に向けて、住宅・建築物のさらなる省エネルギー化などが重要な課題となっており、本年6月には「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー

トックの省エネ改修の促進や再エネ設備の導入促進等を図るためのさまざまな措置を講じることとしております。こうした措置によって省エネ化を進めていくためには、建築設備士に関して高度な専門

たす役割が改めて認識されました。これに伴って、建築設備士に期待される役割は、より一層大きくなっていくものと考えております。

良質な建築ストック形成に期待

資格創設以降、技術の発展やニーズの多様化に伴い、建築設備の高度化・複雑化が進んでいることから、その重要性が高まっています。

現在、2050年カーボンニュ

消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が成立・公布したところです。

知識を有する建築設備士の皆さまのご協力がより一層重要となってまいります。

今回の改正法では、住宅を含む全ての建築物に対する省エネ基準への適合義務化をはじめ、既存ス

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、空調・換気設備などの建築設備の果

建築設備士の皆さまには、引き続き、新しい知識の習得・技術の向上など、良質な建築ストックの形成に向けて積極的な取り組みを行っていただくことを期待いたします。

結びに、建築設備士の皆さまのますますのご活躍とご健勝を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。